

岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱の一部改正について

<改正を要する箇所>

別表（構成団体）

（改正前） 岐阜県動物愛護センター、岐阜市保健所生活衛生課

（改正後） 岐阜県、岐阜市

<改正の経緯>

岐阜県動物愛護推進員設置要綱第 2 条において、推進員は「岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた者」等から選出することとしており、現在岐阜県からは動物愛護活動を行う県民と直接接点のある県保健所から推薦を受けている。

一方で、岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱第 3 条第 1 項別表の構成団体は「岐阜県動物愛護センター」となっており「県保健所」の記載がないことから、県保健所が推薦主体となり得る根拠が存在しない。

そのため、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体である「岐阜県動物愛護センター」を「岐阜県」に改める。併せて「岐阜市保健所生活衛生課」を「岐阜市」に改める。（別表関係）